

【分野別施策の基本方向】

大分類	小分類	新計画に盛り込むべき事項
1. 医療、介護等【14条】(第4小委員会)	(1) 医療について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 以下の事項について、今後の在り方及び検証のための指標の作成もあわせ、精神医療の専門家、精神障害者及び家族に加えて、一般医療及び障害分野全般並びに地域生活に関する諸分野に精通する幅広い層の参画により、総合的に検討すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的入院の解消</li> <li>・ 国際的水準に見合う精神科病床の計画的削減</li> <li>・ 精神医療における強制医療及び強制入院の廃止</li> <li>・ 精神障害者の地域生活に必要な社会基盤の整備</li> <li>・ 保護者規定の解消を始めとした家族負担の軽減</li> <li>・ いわゆる精神科特例の廃止</li> <li>・ 精神科病院の経営等その在り方</li> </ul> </li> <li>◎ 上記の検討に当たり、精神科病院への入院の実態及び退院後の地域生活の実態についての調査を行うこと。</li> <li>◎ 家族支援を前提としない地域移行を促進するために、住まいの確保等の社会資源の基盤整備を行うこと。</li> <li>◎ 関係施策及び機関の密接な連携の下、性別や年齢に配慮し、地域の身近なところで、必要な医療やリハビリテーションが提供される体制をつくること。</li> <li>◎ 日常生活における医療的ケアを生活行為とし、介護職員等が行うことができる医療的ケアの範囲等その在り方を検証し、安全な実施体制及び研修体制の整備について検討すること。</li> <li>◎ 再生医療等について研究等の推進とともに安全確保のためのシステムを構築すること。</li> <li>◎ 二次障害についての実態把握と調査研究を重点課題として行うこと。</li> <li>◎ 出生前診断等が障害者の生存に対する否定的な見方や施策につながらないようにすること。</li> </ul>
	(2) 暮らしの支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ニーズに基づく支給決定の仕組みと当事者本位のサービス体系を確立すること。</li> <li>◎ 介護保険と障害福祉サービスの利用については、障害者が新たな負担を負うことなく必要なサービスを継続あるいは選択できるようにすること。</li> <li>◎ 長時間介護の必要な重度訪問介護利用者等の場合、市町村による支給決定が一日24時間以上になることもあるため、市町村への財政負担が過度にならないよう、国と地方公共団体との役割分担について新たな対策を講ずること。</li> <li>◎ 常時介護や医療的ケアが必要な人も、どの地域でも格差なく暮らすことができるようにすること。その際、次の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らが選択した暮らしの場で必要な医療及び生活支援が提供されること。</li> <li>・ 精神科病院及び入所施設の敷地内におけるグループホーム等現行の住まいの在り方について、障害者の地域での生活を実質的に確保する観点から検証すること。</li> <li>・ 一般住宅への家賃補助を行うこと。</li> </ul> </li> <li>◎ 医療的ケアを伴う日中活動支援の場を拡充すること。また、日常的に医療的ケアを必要とする障害者が短期入所を利用できる体制を構築すること。</li> <li>◎ パーソナルアシスタンス(個別生活支援)の創設や移動支援の個別給付化について検討すること。</li> <li>◎ 障害のある親が、一般の子育て支援サービスを利用できるようにするとともに、障害のある親の子育てに対する個別支援を提供すること。</li> </ul>
	(3) 医療と暮らしの支援の双方に関する事項等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 医療と福祉サービスの提供についての地域間格差を解消するために、社会資源の基盤整備や財政支援の仕組みをつくること。</li> <li>◎ 福祉サービス従事者の労働条件の向上を図ること。</li> <li>◎ サービス利用者・提供者等の男女別統計に関する基礎データを収集すること。</li> <li>◎ 障害者当事者のニーズにあわせて、必要な人に必要な機器が提供されるよう、技術の開発を促進すること。</li> </ul>
2. 年金等【15条】、経済的負担の軽減【24条】(第2小委員会)	(1) 所得保障(年金や諸手当)について (2) 経済的負担の軽減について (3) データ等についてのご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 現行の年金や諸手当等の所得保障制度全般について、総合的な検証を行うこと。その際、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活できる給付水準であること</li> <li>・ 地域間格差がないこと</li> <li>・ 障害種別で谷間がないこと</li> <li>・ 無年金障害者への早急な対応</li> </ul> </li> <li>◎ 新基本計画の監視に当たり、以下のデータを把握すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者(無年金障害者を含む)とその家族の生計実態についてのデータ</li> <li>・ 上記の男女別、障害別、年齢階層別、都道府県別等のデータ</li> </ul> </li> </ul>
3. 教育【16条】(第1小委員会)	(1) インクルーシブ教育システムの構築について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 障害の有無によって分け隔てない共生社会の実現に向け、障害者の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう合理的配慮及び必要な支援が提供されることにより、障害者と障害のない人が共に学ぶことを原則とするインクルーシブ教育システムを構築すること。</li> <li>◎ 手話、点字、要約筆記、盲ろう者のコミュニケーション方法等を含め、個別の障害特性に最適化された専門的教育、同じ障害を持つ仲間集団の相互承認、相互肯定等の力を障害者及び保護者が判断し、特別支援学校への就学を希望するときに、その期待に応えられるように、特別支援学校の教育力を高めること。</li> <li>◎ 就学、進級、卒業等において、障害を理由にした不利益な取扱いを禁止する教育制度を構築すること。</li> </ul>
	(2) 初等中等教育における就学相談・就学先決定等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 障害児及び保護者の意見を最大限尊重した就学先の決定がなされ、障害児の教育ニーズの把握の下、就学先における支援の内容について合意形成が行われる仕組みを構築すること。</li> <li>◎ 市町村教育委員会において、就学先の全ての可能性について公平な説明を行い、障害児及び保護者が希望する場合には体験や見学をした後に決定されるよう支援すること。</li> <li>◎ 市町村教育委員会と医療、保健、福祉等の関係機関との連携を強化するとともに、教育相談や就学相談等を通じた、障害児及び保護者に対する十分な情報提供を確保すること。</li> <li>◎ 障害児及び保護者の参画を得て個別的教育支援計画が策定され、その計画に基づく教育活動が実施されること。</li> <li>◎ 就学時に決定した就学先を固定したものとせず、障害児及び保護者の希望に応じて変更できるようにすること。</li> <li>◎ 障害児及び保護者と教育委員会で就学先についての判断が異なり、合意形成ができない場合は、中立的な機関による調整の仕組みを確保すること。</li> <li>◎ 高等学校における障害者の教育の機会が保障されるよう、入学試験及び授業等において合理的配慮が確保される仕組みを構築すること。</li> </ul>
	(3) 初等中等教育における合理的配慮及び基本的環境整備等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 合理的配慮は障害児及び保護者から要請されることによって、学校に作為義務が生じるものとし、基礎的環境整備は国及び地方公共団体が行うべき義務とすること。</li> <li>◎ 基礎的環境整備に当たり、地域間格差が生じないよう配慮されること。</li> <li>◎ 障害児が障害のない子どもと平等に教育の機会が保障されるよう合理的配慮が確保されるべきであり、個別的教育支援計画にその内容が盛り込まれること。</li> <li>◎ 保護者に対し、付き添い、医療的ケアの提供及び介助者等の費用負担を求めるとともに、障害のない子どもの保護者以上の負担を課さないこと。</li> <li>◎ 通常の学級における少人数学級を推進するなど、環境整備を進めるとともに、通常の学級に在籍する障害児への合理的配慮が確保される仕組みを構築すること。</li> <li>◎ 小・中学校への通学支援の在り方については、福祉サービスとの連携も含めて検討すること。</li> <li>◎ 点字教科書、マルチメディア教科書等の障害の特性に応じた教科書、教材を保障すること。</li> <li>◎ 国において合理的配慮の提供事例等の収集と分類を行い、それを初等中等教育における合理的配慮が確保されるよう学校設置者及び学校等に情報提供をすること。</li> <li>◎ 障害のある教職員の採用を促進し、採用時及び採用後に合理的配慮が確保される仕組みを構築すること。</li> </ul>

	(4) 高等教育における障害学生支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 各大学等において障害を理由にした出願、受験、入学の拒否が生じないことが確保される仕組みを構築すること。</li> <li>◎ 独立行政法人大学入試センターが行っている障害のある受験生への「特別措置」については、多様なニーズをもつ障害者への合理的配慮の確保の観点から検証し、「特別措置」の内容について充実が図られるようにすること。</li> <li>◎ 障害のある学生の高等教育の機会が障害のない学生と平等に保障されるよう、情報保障・コミュニケーション支援等の合理的配慮が確保される仕組みを構築するとともに、計画的に大学等の施設整備を推進すること。</li> <li>◎ 障害学生支援の優れた取組を公表するとともに、大学間での情報共有や連携を図るために、拠点校を整備すること。</li> <li>◎ 入試での合理的配慮を含む「特別措置」の内容及びその取組方針、入学後の障害学生支援、施設等のバリアフリー化の状況に関して、障害者及び高等学校等に対する公表を促進すること。</li> <li>◎ 大学の認証評価において、障害学生支援の取組実績が考慮されるようにすること。</li> </ul>
4. 療育【17条】 (第4小委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害児支援全般に関する事項について</li> <li>(2) 本人及び家族への支援について</li> <li>(3) 相談支援等について</li> <li>(4) 障害児及びその家族への支援内容について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 障害児が障害のない子どもと同様に一般児童施策を利用できるよう、必要な措置を講じること。</li> <li>◎ 障害児及びその家族への支援の充実を図ること。その際、次の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児が地域で育つための環境の整備と関係機関の連携。</li> <li>・ 地域の身近なところで、早い段階から必要な相談支援や専門性の高い療育が受けられるようにすること。</li> <li>・ 子どもの年齢及び性別に配慮すること。</li> <li>・ 支援者の養成。</li> </ul> </li> <li>◎ 障害児に対する虐待やいじめについて、必要な対策を講じること。</li> </ul>
5. 職業相談等【18条】、雇用の促進等【19条】 (第2小委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働と福祉の一体的展開について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 労働と福祉の一体的展開の在り方について検証すること及びその一環として多様な働き方についての試行事業を実施すること。</li> <li>◎ 労働と福祉の一体的展開の在り方について検証する間、現行の福祉的就労については以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般就労が困難な障害者等の働くことについての意向が尊重されるよう、多様な就業の機会の一つとして、福祉的就労を充実させること。</li> <li>・ 福祉的就労の場における工賃の現状を幅広い観点から検証し、必要な改善を図ること。</li> <li>・ 福祉的就労の場への通所の助成について幅広い観点から検証し、必要な改善を図ること。</li> </ul> </li> </ul>
	(2) 障害者雇用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 法定雇用率制度は継続しつつ、その対象の拡大について障害者基本法第2条の定義を踏まえ検討すること。</li> <li>◎ ダブルカウント制度、特例子会社制度については当面継続しつつ、その在り方について幅広い観点から検討すること。</li> <li>◎ 通勤支援と職場での生活支援について、当事者にとって差し迫った課題であることを踏まえ、福祉サービスとの連携も含めて早急に検討すること。</li> <li>◎ 障害者雇用を促進する観点から当事者及び企業支援の拡充、就労支援機関の在り方及び支援者養成、予算の確保等必要な施策について検討すること。</li> <li>◎ 障害者が働く上で必要とする合理的配慮の提供を義務づけることを検討すること。</li> <li>◎ 新基本計画の監視に当たり、以下のデータを把握すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の雇用形態（正規と非正規）や障害別の雇用率についてのデータ</li> <li>・ 就労への移行がスムーズに行われているか（求職登録の期間等）についてのデータ</li> <li>・ 離職者の状況、最低賃金減額特例のデータ（都道府県格差の実態等）</li> <li>・ 雇用に関する男女別や一般市民との比較をしたデータ</li> <li>・ 女性障害者の就労状況についての事例調査を含むデータ等</li> </ul> </li> </ul>
	(3) 障害施策に関するその他の事項について（自営業・企業への支援等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自営業に従事する障害者への職場介助や移動支援の制度化、自営業や起業のための訓練及び経済的支援等について検討に着手すること。</li> <li>◎ 障害者優先調達推進法の施行に当たり制度の周知と実効性の確保に留意すること。</li> <li>◎ 新基本計画の監視に当たり、自営業に従事する障害者の実態及び必要とする支援内容についてのデータを把握すること。</li> </ul>
6. 住宅の確保【20条】 (第3小委員会)	(1) 障害者のための住宅確保について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 公営住宅について、数値目標を設定することによりバリアフリー化された住宅の整備を推進すること。</li> <li>◎ 民間賃貸住宅について、障害者の円滑な入居のための施策を講じること。特に、個別の住宅改造及び原状復帰が入居者に対して過大な負担を生じないよう、地方公共団体による助成制度を支援すること。</li> <li>◎ 障害者の利便性に配慮しつつ、グループホーム及びケアホームの設置及び利用の拡大を図ること。</li> </ul>
7. 公共的施設のバリアフリー化【21条】 (第3小委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設のバリアフリー化</li> <li>(2) バリアフリー全般について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 学校を含む公共建築物及び公共交通機関のバリアフリー化を、物理的な環境整備や情報提供の普及のみならず、人的支援の観点からも進めること。</li> <li>◎ 地域の実情に即した条例の制定等、地方自治体におけるバリアフリー化のための取組を支援すること。</li> <li>◎ 駅ホームからの転落を防止するため、転落防止柵設置の普及、転落防止柵の設置が困難な場合の人的配置等、ハード、ソフト両面からの取組について検討を行うこと。</li> <li>◎ 公共建築物及び公共交通機関においては、重要度の高い案内情報は、音声、文字、分かりやすいマークで表示する基準について検討を行うこと。</li> <li>◎ 緊急時における音声認識技術の活用等、障害特性を踏まえた適切な手段による情報提供の実施に向けて検討を行うこと。</li> <li>◎ 事業者の取組を促すよう、公共的施設の範囲や事業者の責任を明確に示すこと。</li> <li>◎ ユニバーサルデザイン（基本・共通部分）及び支援機器並びに合理的配慮を組み合わせ、網羅的に対応すること。</li> </ul>
8. 情報の利用におけるバリアフリー化等【22条】 (第5小委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報の利用におけるバリアフリー化の推進について</li> <li>(2) コミュニケーション支援の充実について</li> <li>(3) 心身障害者用低料第三郵便について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ WTO（世界貿易機関）の政府調達協定に基づき、国等は公共調達に当たりアクセシビリティ規格の国際標準に準拠した機器、システム、サービスを調達するよう徹底を図ること。</li> <li>◎ JIS規格、「みんなの公共サイト」運用モデル、総務省行政評価局からの勧告等の実施状況を公表すること。</li> <li>◎ 情報支援機器は、日常生活のみならず就労支援、学習支援等の社会生活においても不可欠であるという視点に立って、給付等の制度、施策の見直しを検討すること。</li> <li>◎ 字幕放送、解説放送、手話放送の普及目標の達成に向けた取組を強化し、テレビCMへの字幕付与や、盲ろう者に字幕放送を点字で提供できる装置の開発を検討すること。</li> <li>◎ 電子書籍のアクセシビリティ等読書バリアフリーを実現する施策について検討すること。</li> <li>◎ 電話リレーサービスの実施に向けて検討すること。</li> <li>◎ 国の行政機関等は、インターネットで公表している情報のアクセシビリティを再点検し改善すること。</li> <li>◎ コミュニケーション支援に新たに読み書き支援を位置付け、人的支援を提供するとともに、コミュニケーション支援のための人材養成、機器の開発、普及を促進すること。</li> <li>◎ 知的障害等のコミュニケーション支援では、文字情報にふりがなを付けることや分かりやすく説明すること等の支援が必要であり、特に重度の場合には、指さしの文字盤や絵カードの組合せ等で意思表示する機器の開発と日常生活用具への位置付けについて検討すること。</li> <li>◎ 情報のバリアフリー化に関する先進的な取組を収集、公表し、そのような取組を一層促す施策を講じること。</li> <li>◎ 心身障害者用低料第三郵便については、利用の実態を把握し、障害者の社会参加に資する観点から検討すること。</li> </ul>
9. 相談等【30条】 (第4小委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援体制について</li> <li>(2) 成年後見制度について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 医療や保健等の関係機関と連携の下、障害者手帳の有無にかかわらず全ての障害者が身近なところで相談が受けられる体制を整備すること。</li> <li>◎ 障害者及び家族による相談支援及びセルフマネジメントのための研修の制度化について検討すること。</li> <li>◎ 障害者の人権等を含めた必要な研修を行い、本人中心の相談業務を担う人材を養成すること。</li> <li>◎ 虐待の発見、通報、対応等の虐待防止の実効性が担保されるよう相談支援機能の強化を図ること。</li> <li>◎ 成年後見制度の利用の実態を把握するとともに、権利擁護の観点から制度の在り方について検討すること。</li> </ul>
10. 文化的諸条件	(1) 環境の整備について	◎ 障害の有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションに参加し、これらを楽しむことを可能とす

の整備等【25条】 (第1小委員会)	(2) スポーツについて	<p>るため、バリアフリー化を含む施設の整備や情報保障の充実等、必要な環境整備を促進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 文化芸術活動において、障害者が制作及び活動しやすい環境づくりと評価を受ける仕組み及び機会を確保すること。</li> <li>◎ レクリエーションやリハビリテーション等、体力維持、健康増進を目的とする障害者スポーツの振興を図ること。</li> <li>◎ 障害者の競技スポーツについて、厚生労働省と文部科学省と連携の下、選手等の養成システムの構築を図ること。また、障害のない人のスポーツと所管官庁の一元化について検討すること。</li> <li>◎ 障害者スポーツの普及や実施率を示すデータを収集すること。</li> </ul>
11. 防災及び防犯 (第6小委員会)	(1) 防災に関する施策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 防災基本計画、都道府県、市町村地域防災計画等、防災及び復興施策の企画・立案及び実施における、障害者及びその家族等の参画を促進すること。</li> <li>◎ 防災関係部局は、災害発生時に備え、福祉関係部局及び障害者や関係団体等との連携の下、災害時要援護者名簿の作成、障害者や福祉関係者が参加した防災訓練の実施、支援を必要とする障害者ごとの具体的な避難支援計画の策定等の取組を通じて、災害に強い地域づくりを促進すること。</li> <li>◎ 被災後の安否確認のために市町村等が保有する個人情報適切に活用されるよう、国として必要な対策を講じること。</li> <li>◎ 地震等の発生時には、その直後から音声とともに目に見える形で情報を提供する体制を早急に整備すること。</li> <li>◎ 被災した障害者に必要な支援を機動的に提供できるように、緊急時における障害福祉サービスが広域的な体制の下に提供され、又は地方公共団体の連携の下に提供されるよう取り組むとともに、障害福祉サービスを柔軟に提供できる仕組みを整備すること。</li> <li>◎ 避難所、仮設住宅等のバリアフリー化を推進するとともに、事業者等との連携の下、被災した障害者が個々のニーズに応じた支援や必要な情報、物資を得ることができる体制を整備すること。</li> <li>◎ 東日本大震災により住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、相談支援、心のケア、見守り活動等の取組を強化すること。</li> <li>◎ 東日本大震災における障害者の被害実態を検証すること。その際、障害種別及び男女別データ等を収集し、それぞれの被害実態についても分析できるようにすること。</li> </ul>
	(2) 防犯に関する施策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ファックスやメール等による緊急時の通報体制の充実を図ること。</li> <li>◎ 障害者及びその家族等を講師にした研修の実施等により、警察職員の障害者理解を促進すること。</li> <li>◎ 警察における相談については地域の障害者団体等との連携を図りつつ、以下のコミュニケーションの確保を促進すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話のできる警察官の交番への配置</li> <li>・ パソコン等による画像を活用した手話通訳の導入</li> <li>・ 知的障害者や発達障害者等へのコミュニケーション手段の確保等</li> </ul> </li> <li>◎ 障害者が詐欺被害に、女性障害者が性犯罪被害に遭わないように、それぞれの犯罪防止策を充実すること。</li> <li>◎ 被害者のプライバシー等への配慮等の課題を踏まえつつ、市町村等関係機関とも連携しながら、障害種別や性別を含めた障害者犯罪被害にかかわるデータ収集等を行うことにより、障害者の犯罪被害実態を把握すること。</li> </ul>
12. 消費者としての障害者の保護【27条】 (第5小委員会)	(1) 障害者の消費者被害の事前防止及び被害からの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 消費生活センターにおいては、ファックスやメール等での相談窓口を明示するなど、電話や来訪しての相談が困難な障害者の消費者相談へのアクセスを改善すること。</li> <li>◎ 障害者の消費者被害の実態の掘り起しと、悪質な事業者への適切な行政指導が必要であること。</li> <li>◎ 患者についても消費者としての位置付けを明確にすること。</li> <li>◎ クーリングオフ制度に関する周知等、障害者の消費者被害の事前防止及び被害からの保護について、障害者にも分かりやすい周知・啓発が必要であること。</li> </ul>
13. 選挙等における配慮 (第3小委員会)	(1) 選挙等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 全ての障害者に選挙情報を障害特性に応じた形で提供するために、手話、点字、音声等による候補者情報の提供等、柔軟かつ多様な方法による選挙情報の提供を検討する必要があること。</li> <li>◎ 記号やマーク等での分かりやすい候補者の識別及びそれらによる投票ができるよう検討すること。</li> <li>◎ 投票所における投票が困難な障害者について、指定病院等における不在者投票又は郵便等による不在者投票を柔軟に実施する検討を行うこと。あわせて、在宅の障害者のインターネットによる投票についても将来の課題として検討を行うこと。</li> <li>◎ 入院中の選挙人が適切に投票できるよう、指定病院等での不在者投票の拡大を図ることについて検討を行うこと。</li> </ul>
	(2) 成年後見制度と選挙権について (3) 公的活動への障害者の参画の拡大(審議会委員への登用の促進等)	-
14. 司法手続における配慮等【29条】 (第5小委員会)	(1) 司法手続における必要な配慮の提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 刑事事件に関する手続の運用において、障害者がその権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通等の手段を確保する等の障害者に対する合理的配慮を提供すること。</li> <li>◎ 民事訴訟等についても、個々の障害者の特性に応じた意思疎通等の手段が確保されるよう、必要な行政サービスの提供を検討すること。</li> <li>◎ 知的障害によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や心理・福祉関係者の立会い等については、現在試行されており、また、取調べの録音・録画については、精神の障害等により責任能力に疑義が生じた被疑者に係る事件にも拡大されたところ、今後もこれらの試行を継続し、更なる検討を行うこと。</li> </ul>
	(2) 司法関係者に対する研修の実施について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 司法に関係する全職員に対する障害特性に対する理解、必要な支援、合理的配慮等については、十分な研修を行うこと。</li> </ul>
	(3) 障害を有する受刑者・出所者等に対する処遇及び支援のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 受刑者の処遇に関する中で、特に、医療の提供の水準を確保すること。</li> <li>◎ 先行事例の検証を踏まえて障害特性に応じた個別の矯正プログラムを提供し、出所後の地域移行・地域定着支援につなげること。</li> <li>◎ 介助が必要な障害者には、介助を受けることができるよう体制の整備を図り、その他障害のない受刑者と同等の処遇を得るために必要な合理的配慮を確保すること。</li> <li>◎ 保護観察所等の関係機関との連携の下、障害者が出所後に必要な福祉的支援を受けることができるよう、地域生活定着支援センター等による支援の充実を図ること。ただし、それは隔離的な処遇であってはならないことに留意すること。</li> </ul>
15. 国際協力【30条】(第6小委員会)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 新アジア太平洋障害者の十年に関する行動計画としての仁川戦略を推進すること。</li> <li>◎ 障害者権利条約における障害者の権利保障に資するよう、障害者団体間の国際交流、政府や民間団体による各種協力等の国際協力を強化すること。</li> <li>◎ 政府開発援助大綱の次期改定においては、障害者分野の位置付けを明確にするよう検討すること。</li> <li>◎ 国際協力の取組の提供と受入の双方に開発のパートナーとして障害者の参画を得つつ、障害分野における国際協力を実施すること。</li> <li>◎ 障害者権利条約の締結に向け、国内制度の必要な整備を一層進めるとともに、選択議定書の締結についても検討を進めること。</li> </ul>